

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 7 年 3 月 2 9 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
18-1	I H I 運搬機械株式会社	東京都中央区明石町 8－1	R7. 3. 29	R7. 10. 28	7 か月	公正取引委員会は、令和 7 年 3 月 2 4 日に、機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、新明和工業株式会社始め 5 者に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。（内 1 者は排除措置命令のみ）また、I H I 運搬機械株式会社に対して、違反事実の認定を行った。 したがって、違反事業者の内、本県の入札参加資格を有する新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店及び I H I 運搬機械株式会社に対し、契約の相手方として不適當であると判断し指名停止を行う。	－	－	要領第 4 条第 1 項（別表第 3－1）
18-2	新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店	名古屋市中区大須 1－7－1 1	R7. 3. 29	R7. 10. 28	7 か月				

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
17-1	株式会社畔柳組	岡崎市羽根町字 中田 5 - 1 1	R7. 3. 11	R7. 3. 24	2 週間	令和 6 年 1 2 月 1 7 日に、西三河建設事務所発注の「舗装道修繕工事（小規模路面補修工）その 6」において、地域貢献の一環として、本工事作業前に工事区間内の歩道部の草刈り及び路面清掃を、一次下請業者の作業員の操作するバックホウで行っていたところ、交通誘導員がバックホウの横を通行するよう歩行者の誘導をしていたが、バックホウに背を向けるようにして誘導していたことから、後進してきたバックホウに気づかず、右足を巻き込まれ、全治 3 か月の重傷を負った。	西三河建設事務所	額田郡幸田町地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1 - 7)
17-2	株式会社佐藤渡辺 中部支店	名古屋市北区天道町 3 - 1 5	R7. 3. 11	R7. 3. 24	2 週間	本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者及び一次下請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者である株式会社畔柳組及び一次下請業者である株式会社佐藤渡辺中部支店に対して指名停止を行う。			

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
16	株式会社KANSOテクノス名古屋統括支店	名古屋市東区泉 2-27-14	R7. 2. 20	R7. 5. 19	3か月	株式会社KANSOテクノスは、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして、近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同年2月19日から3月12日までの22日間の営業停止処分を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社KANSOテクノス名古屋統括支店に対して指名停止を行う。	—	—	要領第4条第1項 (別表第3-5)

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
15-1	パナソニック産機システムズ株式会社中部支店	名古屋市中区丸の内 1-17-19	R7.2.20	R7.6.19	4か月	パナソニック産機システムズ株式会社、パナソニックEWエンジニアリング株式会社及びパナソニック環境エンジニアリング株式会社は、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして、パナソニック産機システムズ株式会社は関東地方整備局から、パナソニックEWエンジニアリング株式会社及びパナソニック環境エンジニアリング株式会社は近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、同年2月15日から3月8日までの22日間の営業停止処分を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、パナソニック産機システムズ株式会社中部支店始め3社に対して指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-6)
15-2	パナソニックEWエンジニアリング株式会社中部支店	名古屋市中村区名駅 南2-7-55							
15-3	パナソニック環境エンジニアリング株式会社中日本支店	名古屋市中村区名駅 南2-7-55							

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
14	株式会社MARUKO	豊橋市 神ノ輪町 20-2	R7.2.5	R7.2.18	2週間	令和 6 年 1 1 月 2 9 日に、公共建築課発注の「元蒲郡荘取壊し工事」において、一次下請業者の作業員が、足場上で散水作業を行っていた際に、散水位置を変えようと後ずさりで移動したところ、作業員の後方では、既に足場の解体作業が行われており、手摺が外されていた。それに気づかず、作業員が手摺を掴もうとしたが、手摺がなかったため、バランスを崩して、約 4.5 m 下の 1 階屋根に転落し、全治 3 か月の重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者である株式会社MARUKO に対して指名停止を行う。	公共建築課	蒲郡市港町地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1 - 7)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
13	株式会社佐藤渡辺 中部支店	名古屋市北区 天道町 3 - 1 5	R7. 2. 5	R8. 3. 4	1 3 か月	福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、株式会社佐藤渡辺を含む 3 社は、入札前に受注予定者を決める受注調整をしていたとして、令和 6 年 1 0 月 7 日、株式会社佐藤渡辺の石川営業所長、他 2 社の役員等が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴され、令和 6 年 1 0 月 2 3 日郡山簡易裁判所は、3 人に対し罰金の略式命令を行い、令和 6 年 1 1 月 9 日付けで確定した。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社佐藤渡辺中部支店に対し指名停止を行う。	—	—	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 3 - 3)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
12	いであ株式会社 名古屋支店	名古屋市港区入船 1－7－15	R6. 10. 22	R7. 2. 21	4 か月	名古屋高速道路公社発注の「平成 30 年度高速都心環状線他渋滞対策に係る環境影響検討業務委託」及び「平成 31 年度高速都心環状線他渋滞対策に係る環境影響検討業務委託」において、騒音予測の計算プログラム及びデータ入力誤りにより、騒音予測結果に誤りを発生させた。 このことは、粗雑公共工事等に於けるため、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、いであ株式会社名古屋支店に対して指名停止を行う。	名古屋高速道路公社	－	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1－2)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
11	株式会社河合組	豊田市足助白山町 柳クゴ 1 9	R6. 10. 2	R6. 10. 15	2 週間	令和 6 年 5 月 1 7 日、豊田加茂建設事務所発注の「通常砂防工事（防安・重点）（週休 2 日）」の堰堤工において、バックホウで吊った残存型枠を設置する作業中に、吊り金具から型枠が外れて落下し、作業員の右手薬指が挟まれ、右環指末節骨骨折の全治約 2 か月の中傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者である株式会社河合組に対して指名停止を行う。	豊田加茂建設事務所	豊田市大蔵町地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1 - 7)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
10-1	山旺建設株式会社	西尾市花ノ木町 1－8	R6. 10. 2	R6. 10. 15	2 週間	令和 6 年 6 月 1 4 日、西三河建設事務所発注の「道路改良工事（補助）（週休 2 日）」において、バックホウのアームにオーガを取り付けて掘削作業をしていた際に、アームからオーガが外れ、オーガの支柱部分が下請業者の作業員の肩にあたり左肩甲骨骨折等の全治 1 か月の中傷を負った。	西三河建設事務所	西尾市高河原町地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1－7)
10-2	長坂建設興業株式会社	西尾市吉良町上 横須賀神ノ木 2 4	R6. 10. 2	R6. 10. 15	2 週間	本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局において元請業者及び下請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者である山旺建設株式会社及び下請業者である長坂建設興業株式会社に対して指名停止を行う。			
10-3	山旺・丸洋・高杉 経常建設共同企業 体	西尾市花ノ木町 1－8	R6. 10. 2	R6. 10. 15	2 週間	また、山旺建設株式会社が構成員となっている、山旺・丸洋・高杉経常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。			

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
9	株式会社日本水工 コンサルタント 名古屋事務所	名古屋市中村区 竹橋町 5 - 1 0	R6. 9. 19	R6. 11. 18	2 か月	尾張建設事務所発注の「五条川左岸流域下水道事業処理場工事の内汚泥減量化施設概略検討業務委託」の入札において、令和 6 年 9 月 5 日に株式会社日本水工コンサルタント名古屋事務所を落札者として決定したところ、令和 6 年 9 月 1 2 日に技術者の配置が困難となったとして同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社日本水工コンサルタント名古屋事務所に対して指名停止を行う。	尾張建設事務所	—	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 3 - 7)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
8	中澤建設株式会社	豊田市藤岡飯野町 井ノ脇 3 9 5 - 3	R6. 9. 11	R6. 10. 10	1 か月	豊田加茂建設事務所発注の「道路改築工事（山間）（週休 2 日）」において、令和 6 年 6 月 5 日、ガードパイプの支柱を打ち込んだところ岩盤が確認されたため、一次下請業者の作業員が操作するダウンザホールハンマーにより岩盤を掘削した際に、埋設されていた水道管を損傷した。これにより 1 1 4 世帯に約 1 4 時間に亘って、断水が発生させた。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者である中澤建設株式会社に対して指名停止を行う。	豊田加茂建設事務所	一般県道北一色東広瀬線	要領第 4 条第 1 項 (別表第 1 - 5)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
7	ショーボンド 建設株式会社 名古屋支店	名古屋市熱田区 西野町 2－7 0	R6. 9. 4	R6. 9. 17	2 週間	海部建設事務所発注の「橋りょう補修事業 県道蟹江飛島線 新宝川橋上部補強工事（余裕期間・環境整備・週休 2 日・遠隔臨場）」において、二次下請業者の作業員がクローラードンプ（不整地運搬車）で発生土の運搬を行っていた際に、車両を後退させすぎたため、背後にある吊足場単管部に挟まり、頸髄損傷等の重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者であるショーボンド建設株式会社名古屋支店に対して指名停止を行う。	海部建設事務所	主要地方道 蟹江飛島線 (新宝川橋)	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1－7)

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
6	管清工業株式会社 名古屋支店	名古屋市西区 花原町46-2	R6. 8. 28	R6. 10. 27	2 か月	公共建築課発注の「愛知県武道館 改修管工事」の入札において、令和 6年8月21日に管清工業株式会 社名古屋支店を落札者として決定 したところ、令和6年8月23日に 同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行 為にあたり、工事等の契約の相手方 として不適当であると判断し、管清 工業株式会社名古屋支店に対して 指名停止を行う。	公共建築課	—	要領第4条 第1項 (別表第3-7)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5	正木建設株式会社	北設楽郡設楽町 荒尾字宝ノ久保 1 7 番地 2	R6. 7. 24	R6. 8. 23	1 か月	令和 6 年 4 月 1 日、新城設楽建設事務所発注の「道路災害防除工事・道路災害防止工事合併工事（R 5 L 4 3 0 A 2 1 0 始め）（週休 2 日）」において、立木伐採作業中に道路法面上の伐採木を現場代理人の操作するグラップル（車両系木材伐出機械）により法面下の道路路肩へ集積する際に、伐採木が回転し、通行車両の見張りをしていた二次下請業者の作業員の顎に衝突し、全治 6 か月の重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が著しく不適切であると判断されたことから、元請業者である正木建設株式会社に対して指名停止を行う。	新城設楽建設事務所	北設楽郡東栄町大字足込地内	要領第 4 条第 1 項 (別表第 1 - 7)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4	昱耕機株式会社	名古屋市 中区新栄 1－7－7	R6.7.3	R6.9.2	2 か月	企業庁発注の「尾張西部浄水場表洗ポンプ設備外更新工事」において、請負者の責に帰すべき事由により工期内に工事が完了せず、89 日間の履行遅滞が生じた。 このことは、企業庁と締結した契約に違反することから契約の相手方として不適當であると判断し、昱耕機株式会社に対して指名停止を行う。	愛知県企業庁	尾張西部浄水場	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1－4)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3-1	黒柳建設株式会社	西尾市西浅井町 宮下 3 8	R6. 6. 4	R6. 6. 17	2 週間	令和 4 年 4 月 1 3 日、西三河建設事務所発注の「河川局部改修工事(西尾その 6)」において、ブロック積護岸工施工のため、河川内掘削を行っていたところ、掘削が終了した区間で地山が崩壊し、法尻を養生していた鉄板が倒れ、床付け面で作業をしていた元請業者の現場代理人及び下請業者の作業員 1 名が、鉄板と仮設鋼矢板との間に足を挟まれ、1 名が左足を切断する等の重傷を、1 名が右下腿を骨折し約 1 2 週間の安静加療を要する重傷を負った。	西三河建設事務所	一級河川安藤川左岸	要領第 4 条第 1 項(別表第 1 - 7)及び要領第 5 条第 3 項
3-2	黒柳・まるひ・西尾經常建設共同企業体	西尾市西浅井町 宮下 3 8	R6. 6. 4	R6. 6. 17	2 週間	本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者である黒柳建設株式会社に対して指名停止を行う。 また、黒柳建設株式会社が構成員となっている、黒柳・まるひ・西尾經常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。			

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	(建設工事) 大成建設株式会社 中部支店 (設計・測量・建設コンサルタント) 大成建設株式会社	名古屋市中村 区名駅 1－1 － 4 東京都新宿区 西新宿 1－ 2 5－1	R6. 5. 15	R6. 6. 14	1 か月	大成建設株式会社が共同企業体として請け負った「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において、同社の現場代理人は、令和 5 年 4 月 1 8 日に発生した一次下請業者の作業員が負傷した事故について、遅滞なく労働者死傷病報告書を鯉沢労働基準監督署長に提出すべきところ、一次下請業者の作業所長と共謀して、同年 7 月 4 日に至るまで報告書を提出しなかった。 これにより、鯉沢簡易裁判所から、令和 6 年 3 月 2 6 日、現場代理人が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、大成建設株式会社に対して指名停止を行う。	－	－	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 3－7)

令和 6 年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	株式会社家治川組	蒲郡市竹島町 2 2 - 6	R6. 4. 17	R6. 7. 16	3 か月	東三河建設事務所発注の「現年災害復旧工事（4 年災第 3 号）」（工期：令和 4 年 1 2 月 8 日～令和 5 年 7 月 3 1 日）において、請負者の責に帰すべき事由により工期内に工事が完了せず、令和 6 年 3 月 4 日までの 2 1 7 日間の履行遅滞が生じたものである。 このことは、本県と締結した契約に違反することから契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社家治川組に対して指名停止を行う。	東三河建設事務所	蒲郡市平田町地内	要領第 4 条第 1 項 (別表第 1 - 4)